

を併せて経営している場合が少なくない。しかもこれらの各機関の立地条件・輸送形態・認可運賃等の関係から、これらの各機関に共通する旅客運賃を設定することがある。その場合に発行する乗車券を共通乗車券という。

オ 観光旅客割引乗車券

所属線内の指定観光地を回遊する旅客に対して発行する割引乗車券で、通用期間および途中下車駅を指定されている。

カ 乗換券

乗り切りの均一制運賃を採用している軌道において、1 運転系統中打ち切り運転または他系統に分岐するため、途中で乗継ぎを必要とする旅客に対し、無料でその同一運転系統内の目的地までの乗車用として発行するもので、そのつど行先・日付を表示することとしている。乗換券はまた乗継券ともいう。

キ 通勤通学定期乗車券

勤労学生・生徒の利便をはかるため、均一制運賃を採用している軌道において、通勤通学兼用として居住地・勤務先・学校もより駅間を乗車する目的の定期旅客に発行するもので、その運賃は通学定期旅客運賃に、通勤定期旅客運賃の $\frac{1}{2}$ を加算した額を標準として定められており、別名 3 角定期とも呼ばれている。

ク 全線定期乗車券

均一制運賃を採用している軌道線の全区間を、常時乗車する旅客に対して発行する定期乗車券である。

参考文献 喜安健次郎著 運送営業。田中誠二著 商法。
(伊藤 孝・松本義秋・時間弘海)

じょうしゃけんるいのいたくはつばいきてい 乗車券類委託発売規程 国鉄が乗車券類の発売業務およびこれに付帯する業務を、旅行あつ旋機関に委託する場合の準拠規程である(昭和 29・9・9 日本国有鉄道公示第 262 号)。

なおその事務処理の細則として、乗車券類委託発売取扱細則(昭和 29・9・9 総裁達第 490 号)が定められている。

この規程は国鉄の乗車券類の発売業務を旅客の利便をはかることを目的として、総合的旅行あつ旋機関に委託する場合における委託業務の内容を詳細に規定するほか、委託を受けた者の名称、その者の営む営業所(案内所という)の名称・所在地・発売する乗車券類の種類をも規定し、旅客に対して国鉄乗車券類の委託発売の公告とするほか、受託者および国鉄部内職員に対する委託業務についての指示とし、つぎのような事項について規定している。

1 乗車券類の委託発売に関してこの規程以外にさらに適用される規程 乗車券類を委託発売する場合において適用される規程は、この規程のほかは旅客および荷物運送規則、連絡運輸規則その他旅客運送に関する一般の規定による。

2 委託発売する乗車券類の種類

(1) 普通委託乗車券類 国鉄が停車場において一般に発売する普通乗車券・定期乗車券・回数乗車券・団体乗車券・貸切乗車券・急行券・特別 2 等車券・寝台券および自動車貸切券

(2) 特殊委託クーポン乗車券類 国鉄が委託発売用として制定しているクーポン式の普通乗車券・急行券・特別 2 等車券および寝台券

(3) 周遊割引乗車券

3 案内所で発売する乗車券類の発売範囲

(1) 普通委託乗車券類 国鉄線各駅取扱のものを原則とし、普通乗車券については、案内所の所属駅所在の同一市内(東京都区内を含む)の国鉄線駅発のものにかぎっている。

(2) 特殊委託クーポン乗車券類 海外の案内所において乗車

券類を購求する旅客、外国人旅客(同行の邦人を含む)、前号以外の他駅発となる旅客に発売し、国鉄線内相互発着のものにかぎっている。

4 特殊委託クーポン乗車券類の様式 おおむね横 11.5cm 縦 7.3cm の B 模造 80 斤である。

5 案内所において発売する乗車券類の発行駅名・案内所名を「日本交通公社神田案内所」のように表示することを原則とし、エドモンソン式乗車券類については、略号によって「**◎神田**」のように表示することとしている。

6 特殊委託クーポン普通乗車券の通用期間 その乗車券類の性格からして最低でも 7 日間とし、旅客および荷物運送規則所定の日数が 7 日をこえる場合は、その日数とすることとしている。

7 案内所で発売した乗車券類の払いもどし 案内所で発売した乗車券類の旅客運賃・料金の払いもどしは、周遊割引乗車券および特別の場合のほかは案内所では取扱をせず、停車場において行う。

8 委託業務を行う案内所名および発売乗車券類 委託した業務を行う受託者の営む案内所の名称・所在地・所属駅および発売する乗車券類の種類は別表として規定している。

なおこの規程による委託業務の事務処理規程としての乗車券類委託発売取扱細則においては、委託業務処理上の適用規定、乗車券類等の配付、案内所に対するじゅう器等の設備、案内所において発売する乗車券類の指定、乗車券類の印刷方、案内所の駅名小印、案内所における乗車券類の前売、案内所で発売した乗車券類の旅客運賃・料金の払いもどしの特例、駅派出所鉄道案内所、案内所に対する指示・監督および連絡社線連絡乗車券類を委託発売する案内所等について規定している。——乗車券類の代売。(平林喜三造)

じょうしゃけんるいのけんさ 乗車券類の検査 改札口・車内その他鉄道係員が必要と認めた場所で、旅客からその所持する乗車券類の呈示を受けて、検査することをいう。乗車券類検査の目的は、旅客の誤乗がないように誘導案内するとともに、旅客が有効な乗車券をもって正当に乗車しているか否かを確かめ、運賃は脱等の不正乗車船を防止し、国鉄運賃収入の確保をはかり、旅行秩序の維持をはかることにある。乗車券類の検査は運送約款上定められた鉄道の権利・義務であり、この実施の際における旅客の乗車券類の呈示は、鉄道営業法第 18 条にもとづく旅客に課せられた義務である。したがって旅客が乗車券類の検査に当り呈示を拒否したときは、鉄道は鉄道運輸規程第 19 条の規定により、当該旅客に対してその乗車区間に対する相当運賃・料金と、その 2 倍(国鉄自動車線内相互発着の場合は 1 倍)の増運賃・増料金を請求することができる。

乗車券類の検査は、原則として通常旅客の入出場の際改札口において行う場合と、車船内において行う場合とがあるが、そのほか係員が必要と認めたときは随時に随所で行うこととしている。なお検査に当っては、旅客が旅行開始の場合は改札口による入検(定期乗車券・団体乗車券および貸切乗車券の場合を除く)を、車内においては検札口による入検を、途中下車の場合は途中下車印の押なつをそれぞれ行い、下車の場合は使用中の定期乗車券の場合を除いて、乗車券類を回収する。(平林喜三造)

じょうしゃけんるいのごこうきゅう 乗車券類の誤購求

旅客が駅名の同一・類似その他これらに類する事由によって、誤って異なった着駅・経路の乗車券を購求し、または近接する時間に同一目的地に向う普通急行列車と準急行列車とがあるた